

港の賑わいと豊かな自然  
歴史・文化の景観まちづくり

# 土庄町景観計画

概 要 版



土 庄 町

## 目 次

1. 景観計画の目的	1
2. 景観計画の役割	2
3. 景観計画の区域	2
4. 景観まちづくりの理念と目標	3
5. 景観まちづくりの地区別方針	4
5-1.土庄地区	4
5-2.淵崎地区	5
5-3.大鐸地区	6
5-4.北浦地区	7
5-5.四海地区	8
5-6.豊島地区	9
5-7.大部地区	10
6. 届出が必要な行為	11
7. 景観まちづくりの基準	12
8. 景観まちづくりの方策	13
9. 景観まちづくりへ向けて	14

# 1. 景観計画の目的

景観計画は、景観法<sup>※</sup>による様々な景観形成の仕組みを有効に活用しつつ、町民・事業者・行政が連携し、協働による景観まちづくりの取り組みを一層推進し、土庄町の美しい景観を守り、育て、創っていくためのものです。

- 本町は、小豆島の西北部に位置し、小豆島、豊島、小豊島、沖島など**多くの島**から構成されています。
- こうした島々と瀬戸内海と人々が織りなす「瀬戸内海の多島美」、銚子溪、皇踏山などの**優れた自然景観**、小豆島八十八ヶ所霊場をはじめとする**歴史的な景観**、土庄港を中心とする**港町(都市)の景観**、**農山漁村の景観**、小豆島農村歌舞伎や棚田などの**文化的な景観**など多くの優れた景観を有しています。



自然景観  
(皇踏山の山並み)



歴史的な景観  
(西光寺)



港町(都市)の景観  
(土庄港)



文化的な景観  
(農村歌舞伎)

- 景観計画では、地域の景観は、**訪れる人にとっては素晴らしい価値**を持っており、日常の風景の価値に町民が気づき、誇りに感じることで、景観を通じたまちづくりへの町民の参加意識を高めるとともに、**地域に対する町民の愛着と誇りを醸成し、「土庄町らしさ」があふれる活力に満ちたまちづくり**に繋げて行くことを目的とします。
- 景観計画は、「土庄町らしさ」を演出する景観づくりを、**町民みんなを目指すための目標と方針、最低限のルール**を定めるもので、景観法第8条に基づく景観計画です。
- 美しい景観づくりは、景観まちづくりのひとつの切り口であり、**町の魅力と活力の向上に資する**とともに、**観光振興による経済効果や地域間交流の促進**に寄与するものです。そのため、町の総合計画における「まちづくりの基本視点」と整合を図り、**「土庄町らしい」景観づくり**をめざします。

※景観法：平成16年6月18日法律第110号

ここでいう景観とは、「景色」として視覚的に写る物的環境であるとともに、「観る」「観られる」という人の行為でもあります。そのため地域に住んでいる人々やその生活の営みによって生まれるものを含んでいます。

## 2. 景観計画の役割

本計画は、「土庄らしい景観づくり」を総合的かつ計画的に推進するための指針を示し、町民・事業者・行政の協働により、土庄町固有の景観を守り・育て・創っていくために、次の3つの役割を担います。

### ■土庄町が有する景観特性の明確化

美しい景観を守り・育て・伝えていくためには、まず、本町が有する様々な景観を把握・共有することが重要です。

町域全体や地域ごとの視点、また、町民が親しみ大切に感じている視点から、本町の景観特性を明確に示すことで、未来へつなぐべき景観に対する町民共通の認識を深めるための役割を果たします。

### ■景観からのまちづくりの推進

本計画は、「土庄町総合計画」などに示されている将来像の実現に向け、景観の視点からの取り組みを示すものです。

これら上位・関連計画と整合・調整を図りながら、総合的な景観まちづくりを推進する役割を果たします。

### ■町民・事業者・行政の連携を促す共通の指針

総合的な景観まちづくりの推進のためには、庁内関係部署はもとより、国や県、町民や事業者が目標を共有化し、また、景観法の制度を積極的に活用しつつ、連携して取り組んでいく必要があります。

このため、本計画は町民・事業者・行政が一丸となって景観形成を推進するための共通の指針としての役割を果たします。

## 3. 景観計画の区域

**行政区域全域を  
景観計画区域とします。**

土庄町の行政区域全域を景観計画区域とすることで、町全域で景観まちづくりを進めます。



## 4. 景観まちづくりの理念と目標

第5次土庄町総合計画を踏まえ、景観まちづくりの理念と目標、そして町全体の方針を示し、具体的な地区別方針を示します。

### 景観まちづくりの理念

- 土庄町の自然、歴史・文化の継承と新たな魅力の創出
- 地域コミュニティの活性化やさまざまな交流による自立した地域の創出
- 町民、事業者・住民団体、行政などの連携による土庄町らしい景観づくり

### 景観まちづくりの目標

港の賑わいと豊かな自然、歴史・文化を育み  
ともに輝き、創る「とのしょう」景観まちづくり

#### 方針1：山、川、海と連なる豊かな地形を活かした自然景観づくり

山なみと山の緑、山から流れ田畑を潤す川、四方を瀬戸内海に囲まれた美しい海岸と海岸からの眺望など土庄町特有の景観資源を保全し、活用を図る自然景観づくりをめざします。

#### 方針2：地域の歴史的景観を守り、伝え、活用していく歴史景観づくり

地域の歴史を伝える歴史的景観は、町民の共有財産であり、周辺のまちなみや集落との調和した美しい歴史景観づくりをめざします。

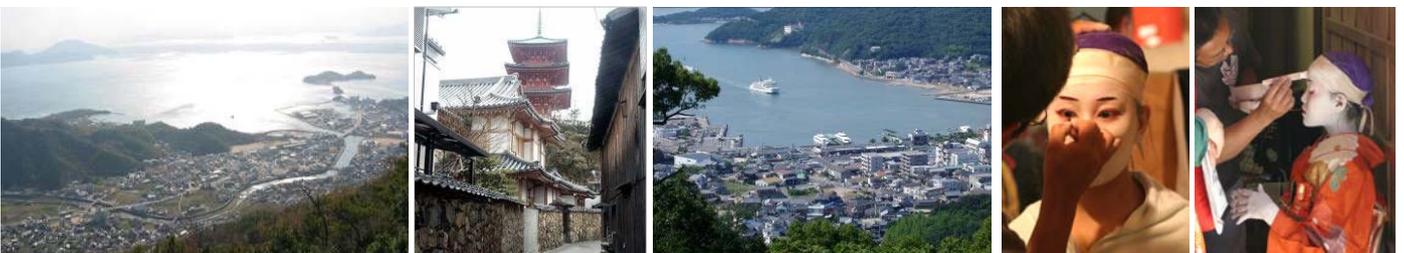
#### 方針3：賑わいと魅力ある生活、安らぐ暮らしを演出する都市・集落景観づくり

町民の生活の場となる都市・集落において、地域住民の誇りとなる共通の生活空間を創り出すことで、まとまりのある美しい都市・集落景観づくりをめざします。

#### 方針4：伝統を継承し、人の生活と活動を映し出す文化景観づくり

人の生活や活動から生まれた景観を後世に継承し、風格のある文化景観づくりをめざします。

### 景観まちづくりの地区別方針





## 5-2. 淵崎地区

### 方針1：山、川、海と連なる豊かな地形を活かした自然景観づくり

- 自然景観の保全：皇踏山の山並み、高壺山の山並み、双子浦及び宮ノ下干潟周辺など
- 水辺空間を活かした自然豊かな景観づくり：伝法川
- 眺望景観の保全活用：富丘八幡神社からの瀬戸内海の景観など

### 方針2：地域の歴史的景観を守り、伝え、活用していく歴史景観づくり

- 地域の誇りとして守り伝え活用する：富丘八幡神社、富丘古墳群、シンパクのある宝生院など
- 地域らしさの醸成：淵崎の屋敷町
- 歴史景観を活用する：笠滝～猪鹿垣～皇踏山を結ぶ遊歩道など

### 方針3：賑わいと魅力ある生活、安らぐ暮らしを演出する都市・集落景観づくり

- まちなみを守り活用する：淵崎の屋敷町地区など
- 賑わいのある魅力的な景観づくり：オーリーブタウンなど
- 住民による景観づくり：おんばたルミナリエ

### 方針4：伝統を継承し、人の生活と活動を映し出す文化景観づくり

- 守り育てる：皇踏山山麓に点在する小豆島八十八ヶ所霊場と遍路道
- 守り育て活用する：富丘八幡神社の太鼓祭りと棧敷



皇踏山の山並み



双子浦と伝法川



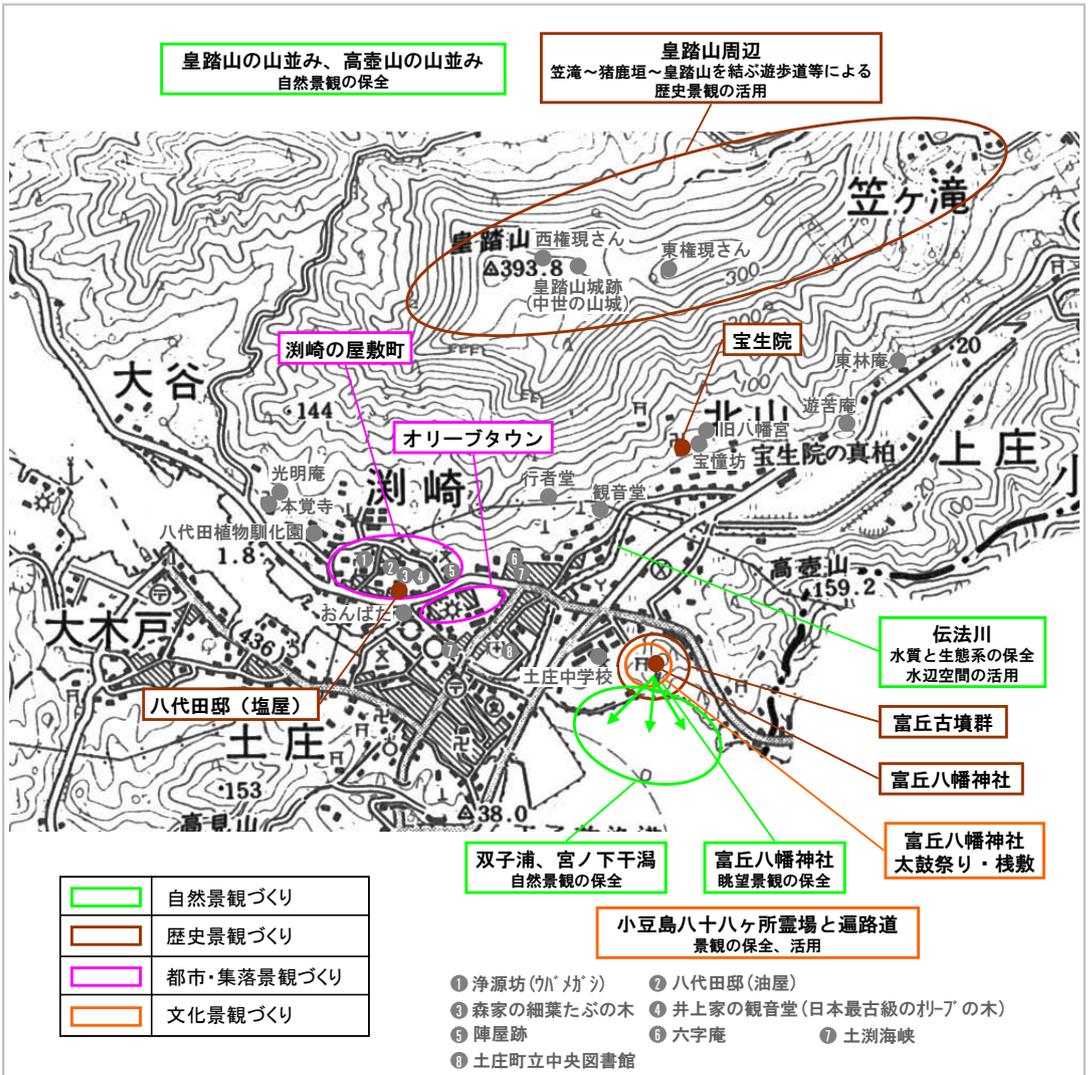
富丘八幡神社



宝生院



淵崎の屋敷町(八代田邸・塩屋)



オーリーブタウン



富丘八幡神社の太鼓祭り



富丘八幡神社の棧敷

## 5-3. 大鐸地区

### 方針1：山、川と連なる豊かな地形を活かした自然景観づくり

- 自然景観の保全：美しい原高原と皇踏山を結ぶ稜線、大麻山の山並み、銚子溪など
- 水辺空間を活かした自然豊かな景観づくり：伝法川、銚子溪、銚子の滝、蛙子池、下黒岩の伝法川沿い（ホタル）など

### 方針2：地域の歴史的景観を守り、伝え、活用していく歴史景観づくり

- 地域の誇りとして守り伝え活用する：肥土山の離宮八幡神社、多聞寺など
- 歴史景観を活用する：笠滝～猪鹿垣～皇踏山を結ぶ遊歩道など

### 方針3：賑わいと魅力ある生活、安らぐ暮らしを演出する都市・集落景観づくり

- 田園・農村景観を守り活用する：肥土山と黒岩の豊かな田園・農村景観、小馬越と笠滝の農村景観

### 方針4：伝統を継承し、人の生活と活動を映し出す文化景観づくり

- 守り育てる：小豆島八十八ヶ所霊場と遍路道、滝湖寺奥の院笠ヶ滝など
- 守り育て活用する：肥土山の農村歌舞伎と虫送り、秋葉山相撲大会など



大麻山の山並み



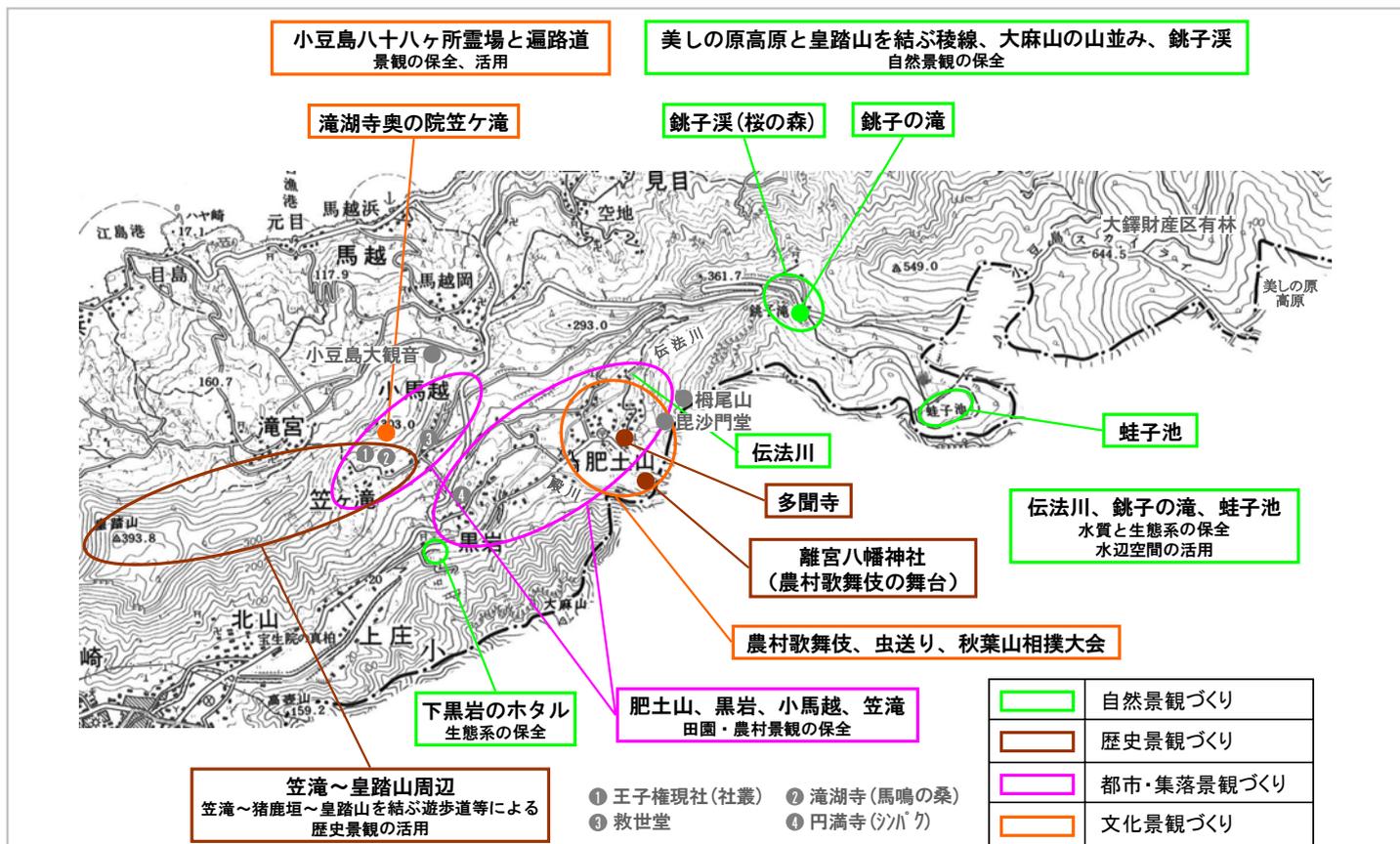
銚子溪



農村歌舞伎の舞台



滝湖寺奥の院笠ヶ滝



肥土山の田園景観



肥土山の眺望



小豆島八十八ヶ所霊場  
(滝湖寺奥の院笠ヶ滝参道)



肥土山の虫送り

## 5-4. 北浦地区

### 方針1：山、川、海と連なる豊かな地形を活かした自然景観づくり

- 自然景観の保全：馬越から小海に至る北側一帯の美しい海岸線など
- 眺望景観の保全活用：県道、夕陽ヶ丘や屋形崎などの夕陽スポットなど

### 方針2：地域の歴史的景観を守り、伝え、活用していく歴史景観づくり

- 地域の誇りとして守り伝え活用する：大坂城石垣石切とび越丁場跡および小海残石群、猪鹿垣、小海の高札場など

### 方針3：賑わいと魅力ある生活、安らぐ暮らしを演出する都市・集落景観づくり

- 地域活性化による景観づくり：大坂城残石記念公園と産直市など

### 方針4：伝統を継承し、人の生活と活動を映し出す文化景観づくり

- 守り育てる：小豆島八十八ヶ所霊場と遍路道
- 守り育て活用する：大坂城残石記念公園（大坂城築城残石及び石工等の石文化の展示、歌舞伎舞台、農村歌舞伎衣装類の展示）



海岸沿いからの眺望



夕陽ヶ丘からの夕陽



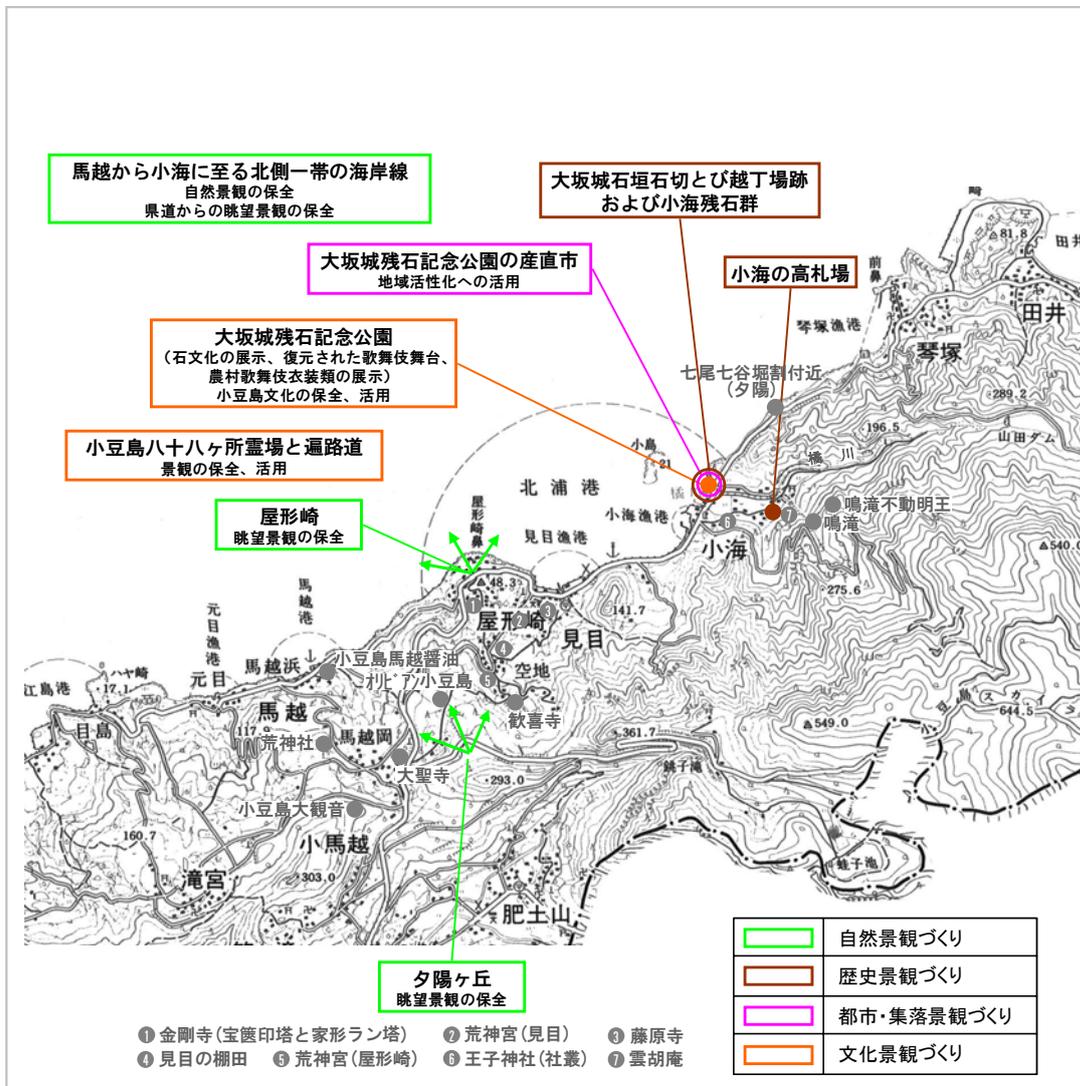
小海残石群



小海の高札場



大坂城残石記念公園の産直市



大坂城残石記念公園



復元された歌舞伎舞台



大坂城残石記念公園

## 5-5. 四海地区

### 方針1：山、川、海と連なる豊かな地形を活かした自然景観づくり

- 自然景観の保全：皇踏山の山並みや沖島、葛島の島々など
- 眺望景観の保全活用：フェリー航路からの瀬戸内海から、葛島、沖島、室崎、そして皇踏山へ移り変わるダイナミックな眺望景観、皇踏山からの瀬戸内海を見渡す眺望景観、西海岸からの豊島、小豊島の島々を背景とした美しい夕陽など

### 方針2：地域の歴史的景観を守り、伝え、活用していく歴史景観づくり

- 地域の誇りとして守り伝え活用する：小江、伊喜末などの集落（焼杉板黒壁のまち並みと古い寺社などが調和した歴史景観）、伊喜末八幡神社（社殿や石段、社叢など）
- 歴史景観を結びつける景観づくり：皇踏山の中世の山城、官牛放牧の跡地、猪鹿垣、八坂神社など
- 歴史景観を活用する：笠滝～猪鹿垣～皇踏山を結ぶ遊歩道など

### 方針3：賑わいと魅力ある生活、安らぐ暮らしを演出する都市・集落景観づくり

- 生活の景観を守り育て活用する：小江及び伊喜末の集落（まち並み、港、沖島への渡船、渡船からの眺望景観）など
- 人々の営みから生まれた景観を守り活用する：滝宮のため池群と田園景観及び里山など

### 方針4：伝統を継承し、人の生活と活動を映し出す文化景観づくり

- 守り育てる：小豆島八十八ヶ所霊場と遍路道
- 守り育て活用する：伊喜末八幡神社の太鼓祭り、土俵舞と御座船唄、伊喜末の夜念仏など



皇踏山の山並み



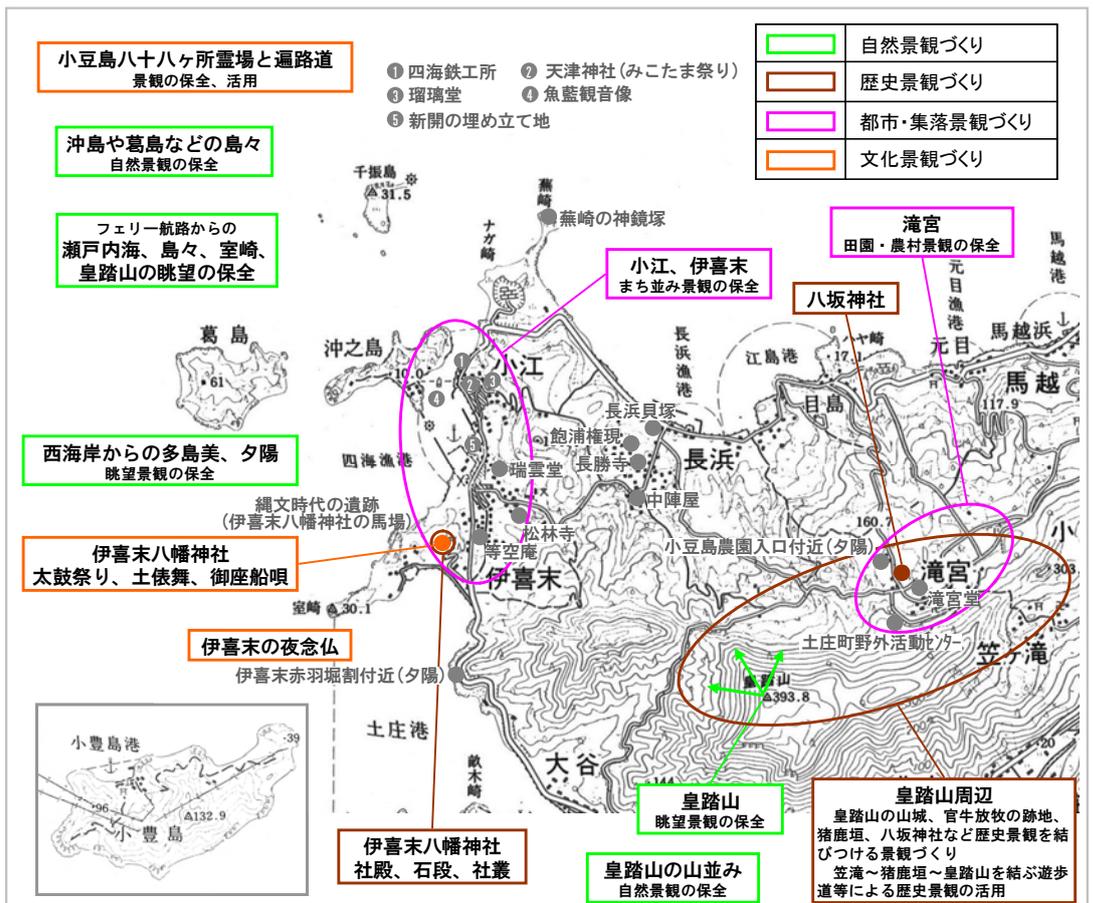
伊喜末赤羽掘割付近からの夕陽



小江のまち並み



伊喜末八幡神社



四海漁港(小江)の風景



沖島の渡船



伊喜末八幡神社の太鼓祭り



## 5-7. 大部地区

### 方針1：山、川、海と連なる豊かな地形を活かした自然景観づくり

- 自然景観の保全：神懸山や嶮岨山の山並みと北側斜面一帯に広がる山林、こぼれ美島、小部海岸（千鳥ヶ浜）、田井海岸の白砂青松など
- 眺望景観の保全活用：海岸沿いを走る県道からの眺望景観など

### 方針2：地域の歴史的景観を守り、伝え、活用していく歴史景観づくり

- 地域の誇りとして守り伝え活用する：大部のろくろ場跡、御舟ぐら跡、猪鹿垣などの史跡、向町の四ツ堂など

### 方針3：賑わいと魅力ある生活、安らぐ暮らしを演出する都市・集落景観づくり

- 賑わいのある景観づくり：大部港周辺の公共空間など
- 海浜リゾートの景観づくり：小部の千鳥ヶ浜周辺など

### 方針4：伝統を継承し、人の生活と活動を映し出す文化景観づくり

- 守り育てる：小豆島八十八ヶ所霊場と遍路道、恵門の瀧など
- 守り育て活用する：小部の獅子舞など



こぼれ美島



千鳥ヶ浜



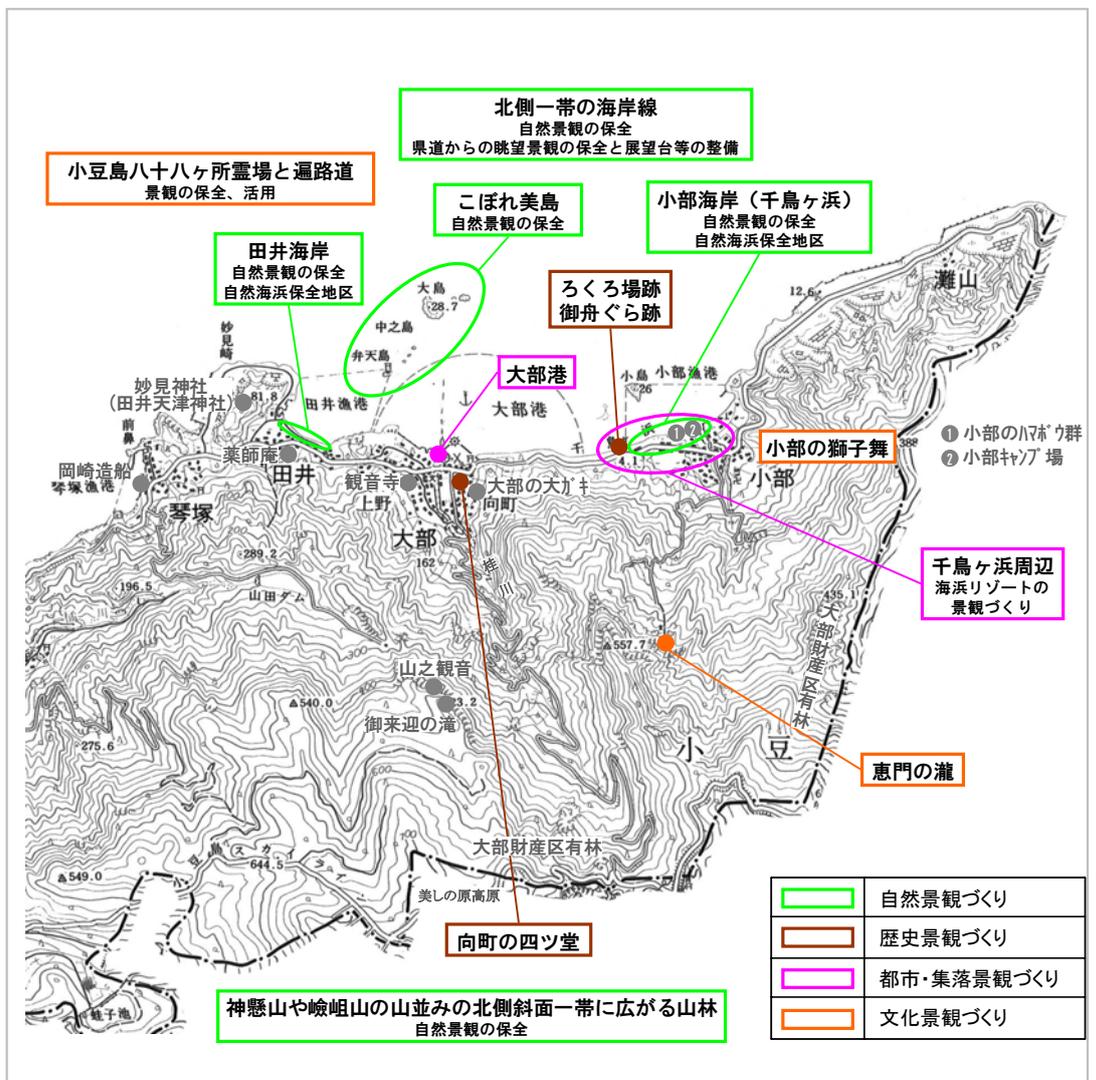
大部のろくろ場跡



向町の四ツ堂



大部港



醤油製造蔵



小部の獅子舞



恵門の瀧

## 6. 届出が必要な行為

大きな建築物や工作物、大規模な開発などは景観への影響が大きいため、着工前に届出が必要です。また、景観まちづくりの基準を満たすことが必要です。

届出行為の種類		届出対象となる規模等	備考
建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物の新築、増築、改築又は移転</li> <li>・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	以下のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さが13mを超えるもの</li> <li>・ 延べ面積が500㎡を超えるもの (増築・改築又は修繕・模様替え・色彩の変更は、建築物・工作物全体が上記規模を越えるもので、変更部分が過半となるもの)</li> </ul>	景観法第16条第1項第1号
工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工作物の新設、増築、改築又は移転</li> <li>・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高さ15mを越える鉄塔類</li> <li>・ 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の合計面積が1,000㎡を超える太陽光発電設備類</li> <li>・ 高さが13mを超える風力発電設備類</li> </ul>	景観法第16条第1項第2号
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為</li> </ul>	行為に係る区域の面積 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3,000㎡を越えるもの</li> </ul>	景観法第16条第1項第3号
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地の開墾等土地の形質の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	景観法第16条第1項第4号
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外の土石、廃棄物、再生資源等の堆積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土石の堆積：高さ5m又は面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>・ 廃棄物、再生資源等の堆積：高さ5m又は面積が1,000㎡を超えるもの (但し、堆積の期間が30日を越えて継続しないものは除く)</li> </ul>	

※届出の対象となる工作物は、土庄町景観条例(平成23年土庄町条例第15号)第2条第3号で規定するものとする。

# 7. 景観まちづくりの基準

区分		景観まちづくりの基準	
建築物	形態意匠	1. 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。	
	色彩	1. 屋根及び外壁は、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。	
	位置	1. 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 2. 山並みをなす稜線を乱さないように配置すること。	
	緑化	1. 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。	
工作物	共通事項	形態意匠	1. 周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないよう工夫すること。
		色彩	1. 目立つ色彩は避け、周囲の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。
		位置	1. 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 2. 山並みをなす稜線を乱さないように、できる限り低い位置に配置すること。 3. 鉄塔、電柱、電波塔類は、周囲の景観への影響を極力抑えるよう配慮すること。
		緑化	1. 道路に面する場所は花木等の緑化に努めること。
	個別的事項	太陽光発電設備類	1. 太陽電池モジュール(太陽光パネル)の色彩は、黒色若しくは濃紺色、又は低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。 2. 太陽電池モジュールは、できるだけ低反射で模様が目立たないものを使用すること。 3. 太陽光発電設備等の最上部はできる限り低くし、周囲の景観から突出しないように配慮すること。 4. 太陽電池モジュールの勾配は周囲の景観に調和するように配慮すること。 5. 太陽電池モジュールのフレームや架台の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮し、素材はできるだけ低反射のものを使用すること。 6. パワーコンディショナー、分電盤、フェンスなどの附属設備の色彩は、周囲の景観と調和するように配慮すること。 7. 稜線上への設置はできるだけ避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように配置や高さに配慮すること。 8. 歩行者及び周辺の景観への影響のあるものは、敷地境界及び道路境界からできる限り後退し、必要に応じて植栽などにより修景に努めること。 9. 主要な眺望地点や主要な道路からの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景に努めること。
		風力発電設備類	1. 風力発電設備(支柱及びプロペラなど)の色彩は、周囲の景観と調和するものであり、低彩度の目立たないものを使用すること。ただし、他法令の規定により着色等が義務付けられている場合は、この限りでない。 2. 稜線上への設置はできるだけ避けること。ただし、設置する場合は、稜線を乱さないように配置や高さに配慮すること。 3. 主要な眺望地点や主要な道路からの景観を阻害しないように配置の工夫や植栽などにより修景に努めること。
開発行為	1. 開発後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 2. 造成等での擁壁及び法面は、必要最小限にとどめ、法面は緑化に努め周辺の景観と調和を図ること。 3. 斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を生かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 4. 樹木の伐採は必要最小限にとどめること。 5. 住宅用敷地面積の最低限度を150㎡以上とすること。なお、面積は延長敷地及び法面を除いた有効敷地面積とする。以下の場合は適用除外とする。 ・地形形状など、やむを得ない事情があると認められる場合		
その他	・土地の開墾等土地の形質の変更	1. 行為後の状態が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 2. 長大な法面を生じないよう配慮し、法面は緑化に努めること。 3. 行為後は、地域に育成する樹木による緑化等により景観の復元に努めること。	
	・屋外の土石、廃棄物、再生資源等の堆積	1. 集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 2. 道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へい又は生け垣等植栽を施し、周辺の景観に配慮すること。	

## 8. 景観まちづくりの方策

景観まちづくりを進めるための方策を示します。

### 8-1. 景観重要建造物の指定の方針

町域内の建造物について、次に該当する建造物を指定し、適切に保全・活用を図ります。

- ア) 地域の自然や歴史・文化・風土などにより育まれた**特徴的な外観を有し**、地域景観の中で**ランドマークや核を形成する**と考えられるもの。
- イ) 地域住民に**大切に守られ**、**地域の誇り**となっているもの。
- ウ) 周辺と調和した景観を創出し、地域の景観形成に**主導的な役割を果たす**と考えられるもの。
- エ) 地域の景観を形づくってきた意匠や工法の建築技術等、素材に**地域の特産**を使用しているものや、その時代の**匠や職人の技**が光るもの。



景観重要建造物のイメージ

### 8-2. 景観重要樹木の指定の方針

町域内の樹木等について、次に該当する樹木を景観重要樹木と指定し、適切な保全・活用を図ります。

- ア) 地域のシンボルとして**人々に愛され**、自然や生活環境、美観、風致を維持するために**重要な役割を担う**と考えられるもの。
- イ) 種類、樹齢、植物学的価値や、自然保護的価値にかかわらず、地域住民に**大切に守られ**、**地域の誇り**となっているもの。
- ウ) 新たに周辺の自然景観、まちなみなどと調和した**地域イメージを生みだし**、地域の景観形成に**重要な役割を果たす**と考えられるもの。



景観重要樹木のイメージ

### 8-3. 景観重要公共施設に関する基本的方針

景観まちづくりを進める上で、**道路、港湾、公園、河川などの公共施設**が果たす役割は大きく、**施設の整備や管理**においては、景観づくりに配慮した取組が求められています。

道路、港湾、河川などの公共施設について、**各施設の管理者と協議**の上、本町の景観づくりを先導すべき施設として整備等について総合的に進めていきます。



景観重要公共施設(道路など)のイメージ

### 8-4. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的方針

まとまりのある農地と周辺の集落地が織りなす農山村の景観の保全・創出を図り、周辺の景観に配慮しつつ良好な営農を確保していくために、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」を策定し、本計画との整合を図りながら、良好な農山村の景観を保全・創出するための農地管理や景観作物の栽培などを促進します。

#### ●保全・創出すべき景観の特色

- ・ 棚田や周辺の里山、ため池、水路、集落などが一体となった農山村の風景
- ・ 農地、里山などから成る農山村の風景
- ・ ため池などの**かんがい施設**を持つ農山村の風景
- ・ 肥土山の棚田と集落、農村歌舞伎舞台の風景と「農村歌舞伎」「虫送り」等の**伝統行事**

#### ●保全・創出すべき地域の範囲

本町が策定する景観農業振興地域整備計画において定める、**良好な農山村の風景を保全・創出**すべき地域とします。



景観重要公共施設(港湾など)のイメージ



景観農業振興整備計画のイメージ

## 8-5.重点地区の指定の方針

景観まちづくりを進めていく上で、特に重要な地区を重点地区として、景観まちづくりのモデル地区として良好な景観まちづくりをめざします。



重点地区のイメージ

## 9. 景観まちづくりへ向けて

景観計画をたてることで、景観まちづくりへ向けた国等の支援策を活用することができます。地域の皆さんと連携して景観まちづくりに向けた取り組みを進めます。

省庁	補助事業
国土交通省	社会資本整備総合交付金
農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
	村づくり交付金
	農山漁村地域整備交付金
	山村活性化総合推進事業
文化庁	森林づくり国民運動推進事業
	NPO等による文化財建造物活用モデル事業
	文化的景観保護推進事業
	史跡等総合整備活用推進事業
	史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備



港湾、道路、公園、伝統的な建造物などの景観整備



農業や林業及び漁業などの活性化による景観整備



文化財周辺、遍路道などの景観整備

土庄町の美しい景観は、豊かな自然の中でわたしたち祖先が長い時間をかけてつくり、守ってきたかけがえのない財産です。この美しい自然や歴史・文化を守り、継承するとともに、新たな美しく魅力あふれる景観を創出し、土庄町の魅力を高めていくために、町民、事業者・住民団体、行政などが連携し、一体となって、土庄町の景観づくりを進めていきます。





お問い合わせ先：土庄町役場 建設課

電話：0879-62-7006

ファックス：0879-62-2400